



要予約

市民向け無料相談



要予約

★大阪市内に気象警報が発表されている場合は中止となることがあります。

弁護士による法律相談

内容 土地・建物、金銭貸借、相続・遺言、離婚・親権等の相談

6月6日・13日・20日・27日・7月4日 😃 日時 13時から17時(最終時間枠は16時30分)

区役所 5階53番窓口 場所

司法書士による法律相談

不動産登記、相続、成年後見等の相談

6月15日 13時から16時 (最終時間枠は15時30分)

場所 区役所 5階53番窓口

1名(組)30分以内(相談後の記録作成時間を含む)

予 約 総務課(広聴)5階53番 当日9時から電話受付

TEL 06-4399-9683 ※電話が繋がりにくくなる場合があります

税務相談

内容 一般的な税務相談

6月14日 🐼 13時から16時 (受付は13時から15時30分まで)

区役所 5階53番窓口 場所

行政相談

国の行政等への相談 内容

6月8日 13時から15時 日時 (受付は13時から14時30分まで)

場所 区役所 5階53番窓口

不動産相談

不動産に関する一般的な相談 内容

6月21日 🐼 13時から16時 日時 (受付は13時から15時30分まで)

区役所 5階53番窓口 場所

行政書士による相続遺言帰化相談

遺言書や遺産分割協議書作成等に関する相談

6月22日 🐼 13時から15時 (受付は13時から14時45分まで)

場所 区役所 5階53番窓口

当日窓口で先着順に受付

混雑状況により整理券を配布する場合があります。

問合せ 総務課(広聴) 5階53番 TEL 06-4399-9683

日曜法律相談

| 6月25日 📵 13時から17時 日時

旭区役所(旭区大宮1-1-17) 場所 福島区役所(福島区大開1-8-1)

TEL 06-4301-7285

大阪市総合コールセンター「なにわコール」

予 約 専用 050-1807-2537

6月16日 ← 12時から24日 ← 17時まで受付

定 員 各16組(先着順)

弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談

未成年のこどもがいる父母

日時 7月5日🐼 14時から17時

場所 区役所2階

定 員 4名/1名(組)45分以内

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 2階28番

TEL 06-4399-9838





専門相談員による人権相談

電話、ファックス、メール、手紙、面談で相談を お受けします。(土曜、年末年始を除く)

大阪市人権啓発・相談センター 問合せ 〒550-0012 西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階

TEL 06-6532-7830

(月~命9時から21時、目 799 9時から17時30分)

06-6531-0666

mail 7830@osaka-jinken.net

面談 要予約

人権擁護委員による特設人権相談所

日時 6月16日 13時30分から16時

港区役所、東淀川区役所、旭区役所、阿倍野区役所

問合せ大阪第一人権擁護委員協議会

TEL 06-6942-1489 FAX 06-6943-7406

ひとり親家庭相談/離婚前相談

毎週 💯 🕸 ಿ (祝日除く) 9時15分から17時30分

区役所 2階28番窓口

問合せ 保健福祉課(子育て支援)

予約 電話または窓口 TEL 06-4399-9838

ごみの分別相談とフードドライブ

ごみの分別相談とあわせて食品ロス削減の取り 組みとして、ご家庭で余っている食品を引取り、 内容 連携事業者を通じて子ども食堂等に無償で提供

するフードドライブを実施します。

6月13日 🕨 14時から16時 日時

場所

|未開封のもので常温保存でき、賞味期限が1ヶ月 以上残っている食品

※アルコール類などお預かりできない食品もあります

中部環境事業センター普及啓発担当

区役所正面玄関窓口案内横

TEL 06-6714-6411

授乳中のお母さま お待ちしております!

みんなで母乳相談

母乳や授乳、育児で困っていること はありませんか?助産師を囲んで 内容 色々聞いて、話してみませんか?

6月8日 🐼 10時から11時30分 日時 (受付は9時45分から10時まで)

場所 区役所1階 検診室

持ち物 母子健康手帳・おむつ・着がえ・ミルク等

保健福祉課(健康づくり) 1階14番

TEL 06-4399-9968 FAX 06-6629-1265

防犯•防災









東住吉消防署からのお知らせ

危険物の保安に対する意識を高め、啓発を

行うことにより、危険物を保有する事業所

と、市民に対して火災の危険性や危険物を

安全に取扱うための知識を広報するための

週間です。危険物事故の防止と危険物の貯

蔵・取扱いには十分ご注意ください。



令和5年度危険物安全週間推進標語

『意志つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ』

STOP! フィッシング詐欺

実在する企業や団体をかたる偽メールを使ってあなたを だまし、個人情報を盗み取る手口です!

詳しくは、大阪府警察HP「サイバー犯罪対策」を参照▶

三箇条!

・安易に個人情報を入力しない

いための対策 ・ID・パスワードを使いまわさない ・メールに添付されたURLはタップしない

問合せ TEL 06-6691-0119



6月4日 → から10日 → は令和5年度「危険物安全週間」です 消防法で定められているもので、一般的に

次のような危険性を持った物品をいいます。

1.火災発生の危険性が大きい

2.火災拡大の危険性が大きい

3.消火の困難性が高い

※私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

以下は広告スペースです。広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。

